
第Ⅱ部
整備基準の解説



1 道路



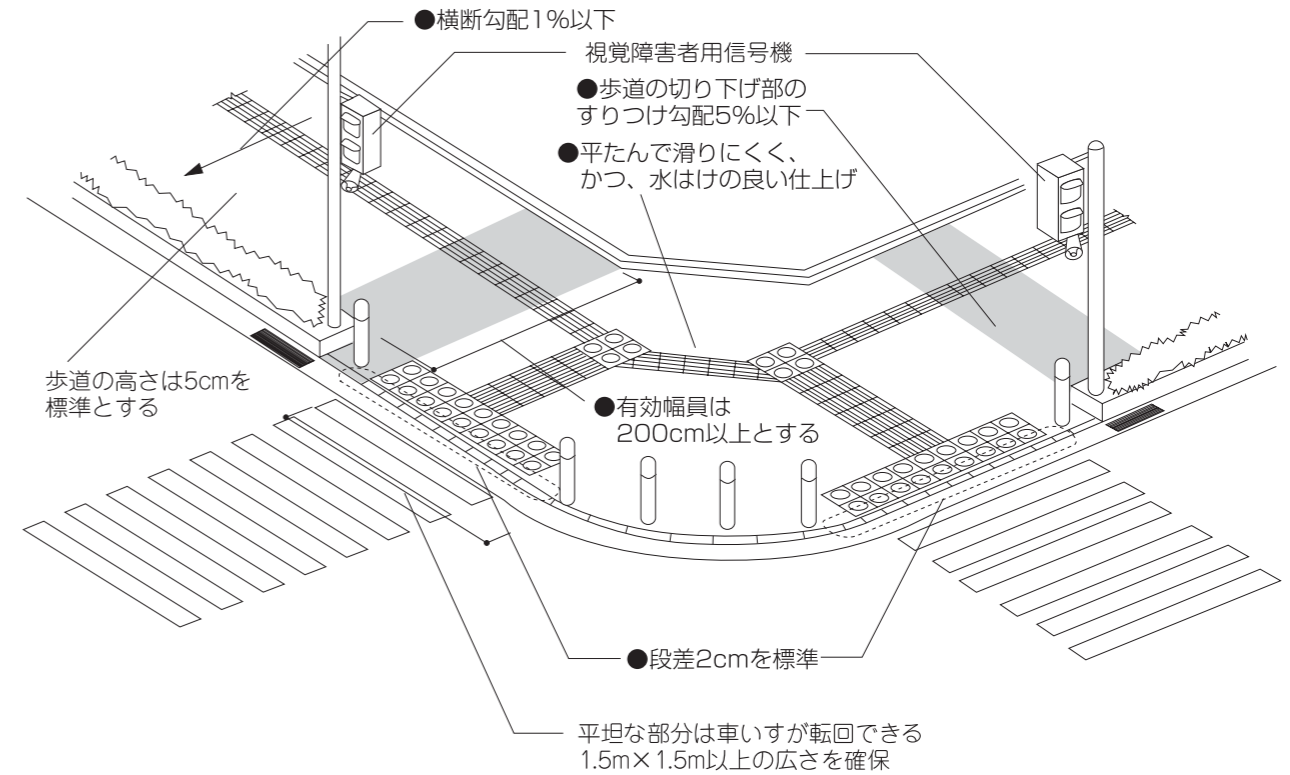
バス / バスのりば
Bus / Bus stop

① 歩道等

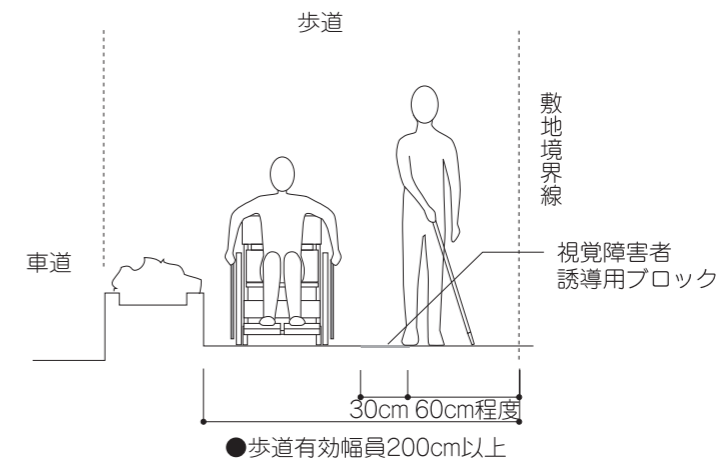
基本的な考え方

福祉のまちづくりを推進するうえで、高齢者、障害者等をはじめすべての人が安全かつ円滑に利用することができる歩道及び自転車道（歩道等）を整備することは極めて重要である。歩車道を明確に分離するとともに、表面を滑りにくい仕上げとし、勾配を緩やかにするなどの配慮が必要である。

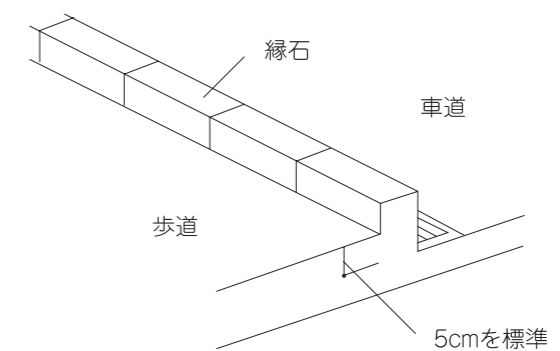
整備基準		整備基準の解説	目標基準	備考
歩道等の構造	歩道等を設ける場合には、次に定める構造とすること。			
(1)表面仕上げ	表面は、平坦とし、滑りにくい仕上げとすること。			
(2)歩車道の分離	縁石、防護柵、植樹帯等により車道と分離すること。	●歩道と車道は、明確に区分する。		
(3)歩道の幅	有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。	●幅200cmは、車いす同士が容易にすれ違うことができる寸法である。		
(4)勾配	歩道は、次に定める構造とすること。 ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりよりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 イ 横断勾配（車両乗り入れ部に係る部分を除く。）は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。			
(5)歩道等の車道等に対する高さ	歩道等（横断歩道等に接続する歩道等の部分を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。			
(6)歩車道のすりつけ	歩道等の巻込み部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道に接続する歩道等と車道とのすりつけについては、次の構造とすること。 ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。 イ すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。 ウ すりつけ区間と段差の間には、150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。	●視覚障害者が歩道の境目を認知できるように段差2cmを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障がないようすりつけたり、角に丸みをつける。 ●信号待ちなどの際に、車いす使用者が停止するための空間として150cm以上の水平区間が必要である。		



交差点の整備

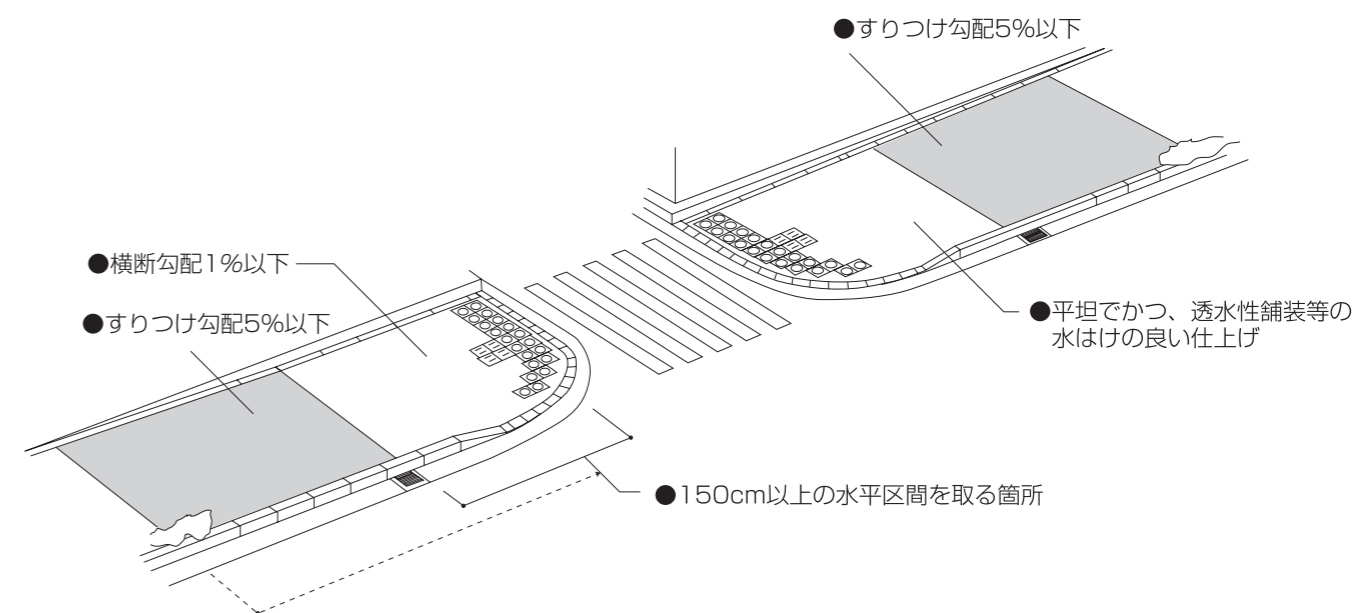


歩道の幅員と視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置



セミフラット方式の歩道構造

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(7)横断歩道部におけるすりつけ	横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、同一の高さですりつけるものとする。		
(8)排水溝の構造	歩道を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。 ●車いす使用者等の通行に支障のない溝ふたは次のとおり。 ①格子型で細目タイプ(ピッチ12.5mm程度×100mm) ②格子型で隙間の最大寸法が短辺方向9mm以下 ③格子型でピッチが短辺方向20mm以下で長編方向が50mm以下 ④丸穴あき型で穴の直径の最大寸法が20mm以下で、かつ、表面が滑りにくい仕上げのもの		



歩道のすりつけ整備例



排水溝の溝ふたの例

② 視覚障害者誘導用ブロック等

基本的な考え方

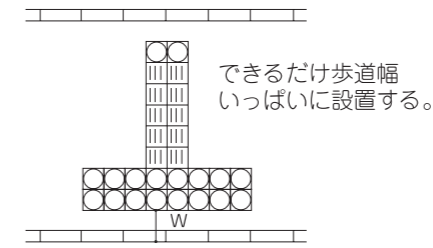
視覚障害者が多く利用する歩道等にあっては、視覚障害者の安全を確保しつつ、線状ブロック等及び点状ブロック等を組み合わせて適切に誘導することが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)視覚障害者誘導用ブロックの敷設箇所	公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障害者の歩行の多い歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
(2)識別	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、他の部分と識別しやすい色調や明度の差の大きい色のものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者誘導用ブロック等の形状及び寸法は、JIS T 9251による。 ●視覚障害者誘導用ブロック等は、黄色を原則とする。ただし、弱視者等が認識しやすいように、経路の床仕上げ材との間で輝度比2.0以上、明度差5.0以上を確保する場合は、黄色以外の色を用いることができる。 	
(3)視覚障害者用横断帯等	横断歩道の中央部は、必要に応じて視覚障害者がその位置や横断方向を把握できるよう対策を講ずること。		

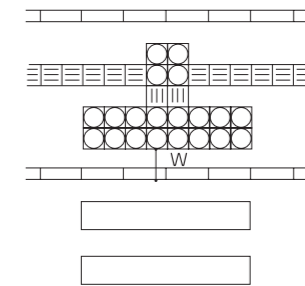
設置例

w1=30cm程度
(歩道端からブロック端まで)

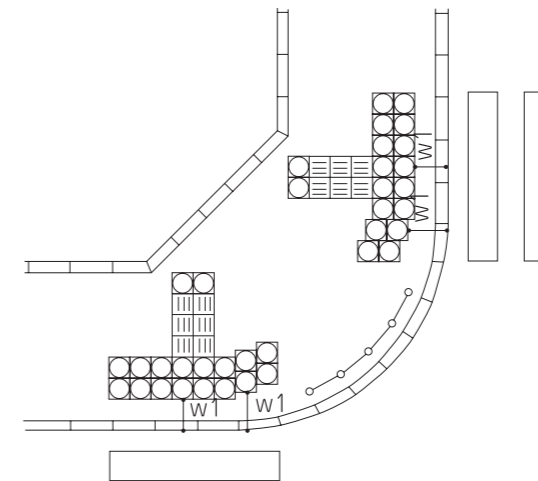
横断歩道部の設置例



継続的に直線方向を案内している場合

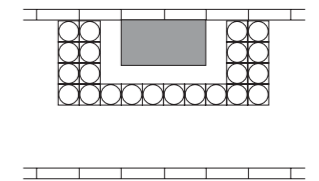


2方向に横断が生じる場合

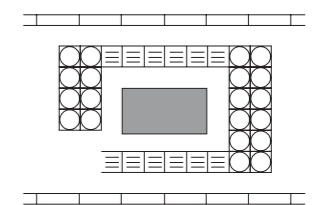


危険物回避の設置例

障害物を囲んだ例

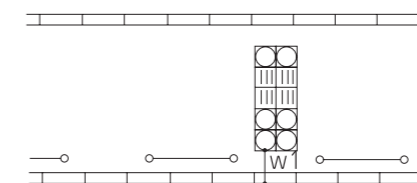


歩行経路を案内した例

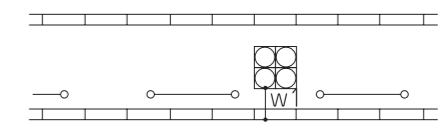


バス停留所の設置例

歩道幅員が広い場合



歩道幅員が狭い場合



③ 横断歩道橋等

基本的な考え方

高齢者、障害者等をはじめすべての人が自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するため、必要に応じて、安全性及び移動性に配慮した横断歩道橋等を設置する。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
横断歩道橋等の構造	横断歩道橋又は地下歩道は、次に定める構造とすること。	●設置に際しては、「立体横断施設技術基準」にならう。 ○高齢者、障害者等の利用が多い箇所においては、可能な限りエレベーター等を設置すること。	
(1)階段の構造	階段は、回り段を設けないこと。	●回り段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏み外す危険があるので避ける。また、昇降動作と回転動作が同時に発生するので、歩行困難者にとっても危険である。	
(2)表面仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。	●階段の表面仕上げは、水滴等で濡れても滑りにくい仕上げにする。	
(3)手すり	階段、傾斜路及びその踊場の部分には、両側に手すりを設けること。	●手すりの取り付け高さは、1本の場合、75cm～85cm程度、2本の場合、60cm～65cm程度の高さに追加する。幼児が利用する施設では、2本設置を基本とする。 ●手すりは、階段、傾斜路及びその踊り場の端部から45cm以上水平に延長して設け、そでの引っかかり等危険防止のため、端部は下側又は壁面方向に曲げて納める。	
(4)点状ブロック等の敷設	昇降口には、点状ブロック等を敷設すること。	●点状ブロック等は、黄色を原則とする。ただし、弱視者等が認識しやすいように、経路の床仕上げ材との間で輝度比2.0以上、明度差5.0以上を確保する場合は、黄色でなくてよい。 ○階段の最上段は、滑り止めの大きさを変えるなど、他の段と明確に区別すること。 ・横断歩道橋の階段などでは、視覚障害者が階段を上がりきったときに「からあし」を踏むことがないように、他の階段と違いをはっきりさせる必要がある。	

